

市職員のマスク着用の取扱いについて

本市ではこれまで、感染予防対策に細心の注意を払う観点から、職員に対し一律にマスクの着用を推奨してきました。

その後、本年2月には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクの着用は個人の判断を基本とするなど、着用の考え方の見直しを示されたのに続いて、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類に変更される予定です。

こうした動きを踏まえ、5類移行以後、市職員の職域におけるマスク着用については、下記の取扱いとしてまいります。

記

- 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 医療機関、高齢者施設等を訪問する際や、不特定多数の人が集まる混雑した場所、近接した会話が継続される場面では、着用を推奨する。
- 発症した職員については、職場復帰後も、発症日翌日から起算して10日が経過するまでの間、着用を推奨する。
- 感染が大きく拡大している局面では、職員全体に対して、一時的に適切なマスクの着用を呼びかけることがある。